

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第195号)

平成14年2月7日

横情審答申第195号

平成14年2月7日

横浜市長 高秀 秀信 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条
第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成13年2月22日道路第1395号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「市道路廃止及び区域変更について（平成11年度道路第1545号）」の一部開示決定
に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「市道路廃止及び区域変更について（平成11年度道路第1545号）」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「市道路廃止及び区域変更について（平成11年度道路第1545号）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成13年1月18日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）のうち、個人の住所、氏名及び承諾年月日（以下「本件申立部分」という。）を非開示とした決定の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書は、本件申立部分について、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 本件市道の廃止・払下げについて

当該市道の廃止・払下げについては、横浜市長から回答した横浜市道払下げ及び私有道路寄付のための事前調査回答書に従い、申請人により条件が整えられたので、道路寄付払下願に基づき、平成12年第2回市会定例会に上程し議決を得て、区域変更とあわせ横浜市報にて告示したものである。

上記条件の中で、払下げを受けることのできるものは、隣接地主のみであり、申請人のほかに隣接地主がいる場合には、申請人が廃止・払下げを受けても異議ない旨の承諾書を得ることとなっている。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、港北区太尾町1732番3外の市道路廃止・払下げ及び区域変更に係る伺文書である。

本件申立文書のうち、(1)告示の内容、(2)認定路線図、(3)登記調書、(4)寄付受納書、(5)横浜市道払下げ及び私有道路寄付のための事前調査回答書の写し、(16)道路台帳平面図作成連絡票、(19)道水路等境界調査図、(20)登記嘱託書については横浜市が作成し、(6)道路寄付払下願、(7)案内図、(8)公図複合図、(9)道路求積図、(10)登

記承諾書，(11)印鑑証明書（申請人分。以下「印鑑証明書（法人分）」という。），
(12)登記事項証明書（寄付地分），(13)隣接地主承諾書（以下「承諾書」という。），
(14)印鑑登録証明書（個人である隣接地主分。以下「印鑑証明書（個人分）」とい
う。），(15)隣接地登記簿事項証明書，(17)台帳素図コピー，(18)多角点網図につ
いては，申請人が作成し，又は取得した上で横浜市に提出したものである。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

本件申立文書のうち，承諾書に記録されている承諾者の住所，氏名及び承諾年月日
並びに承諾書に添付されている印鑑証明書（個人分）に記録されている住所及び氏名
は，公にすることにより，誰が当該市道の廃止・払下げについて承諾したのかが明ら
かとなることから，これらの情報は，本号に該当し，非開示とした。

4 異議申立人の一部開示決定に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が，異議申立書及び意見書において主張して
いる本件申立文書の一部開示決定に対する意見は，次のように要約される。

(1) 本件処分は次のとおり違法不当であり，個人に関する情報のうち住所，氏名及び承
諾年月日の開示を求める。

当該道路を利用していた近隣住民に一言の説明もなく，了解も得ないで承諾したこ
と及び承諾期日が明らかにされていないことは疑問であり，不誠実である。

(2) 開示を求めた隣接地主の住所，氏名は当局が既に関示し添付された書類中の「不動
産登記簿調書」及び「公図複合図」で住所，氏名が判断できる。承諾書中の住所，氏
名を特定の個人のプライバシーを保護するため，すみ塗りしても他の添付書類から読
み取れる。

(3) 非開示とした理由の主旨が「誰が」承諾したのかが「明らかとなる」のが条例に抵
触しているとのことであるが，先ず，条例第7条第2項第2号の文言を明記して説明
すべきである。

(4) 本件の場合，多くの通行者が日常の生活道路として利用し生活上の経済的利益を得
ている生活権を保護させるため，第2号ただし書イの「人の生命健康生活又は財産を
保護するため公にすることが必要であると認められる情報」を適用して開示すべきで
ある。

(5) 個人の尊厳を守るのは当然であるが，社会通念上，公序良俗に抵触しないという万
人共通の法に反する「誰かは明らかに」すべきである。承諾者の明確な住所，氏名を

公示するよう求める。

5 審査会の判断

(1) 市道の変更手続について

ア 横浜市において市道の変更（寄付，変更又は払下げをいう。）を受けようとする者は，「道路変更手続について」（昭和48年8月横浜市道路局制定。以下「手続規定」という。）に基づき，道路変更願に登記承諾書，印鑑証明書，土地登記簿謄本，隣接地主承諾書，境界調査図謄本及び公図写し等の必要な図書を添付し，横浜市長に申請するものとされている。

イ また，手続規定では，「道路を廃止し払下げを受けようとする場合には，その道路を利用している隣接の土地所有者の承諾が必要」と規定しており，申請者のほかに隣接地主がいる場合には，申請者が廃止・払下げを受けても異議ない旨の承諾書を得ることとなっている。

ウ 本件申立文書に係る道路変更願においても，手続規定に基づき，隣接地主の承諾書が添付されていることが認められる。

(2) 本件申立文書について

ア 本件申立文書は，「市道路廃止及び区域変更について」と題する決裁文書（平成12年4月4日横浜市道路局道路部長決裁。文書番号第1545号）であり，手続規定に基づき，申請者から道路変更願の提出のあった本件市道部分について，払下げをする部分の廃止について議会に上程すること，議会の議決後寄付を受けた部分の市道の区域変更及び払下げをする部分の廃止について告示すること並びに寄付受納及び払下げの手続をする旨を決定するために，実施機関の職員が起案したものである。

本件申立文書には，起案用紙，起案本文とともに，前記3(2)に掲げる文書20件が添付されている。

イ 本件申立文書のうち，承諾書には，承諾者個人の住所，氏名及び承諾年月日等が，承諾書に添付されている印鑑証明書（個人分）には住所及び氏名等が記録されていることが認められる。

ウ なお，2で述べたように，申立人は，本件異議申立てにおいて，本件申立文書に係る非開示部分のうち，本件申立部分の開示を求めているものであるから，以下当該部分を非開示とした決定の妥当性について判断する。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では，「個人に関する情報・・・であって，特定の

個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」は開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書の本件申立部分に記録されている個人の住所、氏名及び承諾年月日を本号本文に該当するとしている。

ウ 本件申立文書に記録されている個人の住所及び氏名は、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるから、本号本文に該当する。

エ 次に、承諾書に記録されている承諾年月日は、これを開示すると、本件処分において既に開示されている町名及び地番や、登記簿に記録されている当該年月日の時点の情報と照合することにより、当該土地所有者の氏名等が判明し、承諾者の氏名等が容易に推測され、その結果、当該道路敷の払下げに当たって、承諾の意思を表明した者の氏名等が明らかになることから、本号本文に該当し、非開示とすることが相当である。

オ 申立人は、本件処分により既に開示されている不動産登記簿調書等で住所、氏名が判断できることから、承諾書中の住所、氏名をも開示すべきであると主張している。

しかし、不動産登記簿は、不動産の権利関係を公にすることを目的として作成され、公衆の閲覧に供されている帳簿であるが、承諾書は、第三者への市道の払下げに関する個人の意思が表示された文書であって、両者は情報の性質を異にするものであるから、登記簿が開示されたことをもって、承諾書に記録された個人の意思を開示すべき理由にはならない。

カ また、申立人は、本件申立部分を開示すべき理由として、自らの生活権の保護や払下げの手續が公序良俗に反するなどとも主張しているが、これらは横浜市長がした本件市道払下げの当不当を問うものであって、本件申立部分の個人に関する情報を開示すべき理由とはならない。

(4) 結 論

以上のとおり、本件申立文書のうち実施機関が非開示とした部分については、いずれも条例第7条第2項第2号に該当し、開示しないことができるものであることから、実施機関が本件申立文書を一部開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成13年 2 月 22 日	・ 実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成13年 3 月 23 日 (第 242 回審査会)	・ 諮問の報告
平成13年 6 月 27 日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成13年12月21日 (第 260 回審査会)	・ 審議
平成14年 1 月 11 日 (第 261 回審査会)	・ 審議
平成14年 1 月 25 日 (第 262 回審査会)	・ 審議